



市章

大津市公報

令和4年9月29日
号外(第48号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 条

32 大津市議会議員及び大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	1
33 大津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	1
34 大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例	3
35 大津市手数料条例の一部を改正する条例	3
36 大津市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例	3
37 大津市医療費助成条例の一部を改正する条例	4
38 大津市老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例	4
39 大津市都市公園条例の一部を改正する条例	4
40 大津市建築基準条例の一部を改正する条例	5
41 大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	5

条 例

大津市議会議員及び大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年9月29日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第32号

大津市議会議員及び大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

大津市議会議員及び大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成6年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第6条及び第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第9条中「27円50銭」を「28円35銭」に、「573,030円」を「586,905円」に改める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 改正後の大津市議会議員及び大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される大津市議会議員及び大津市長の選挙について適用する。

大津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年9月29日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第33号

大津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(7)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

- (7) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達

日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

- (4) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

第2条の3第3号イを同号ウとし、同号ア中「(当該非常勤職員が)」の次に「前号に掲げる場合に該当して」を、「当該配偶者が」の次に「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して」を加え、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に引き続き」を「引き続いて」に改め、「伴い、当該」の次に「育児休業に係る子について、当該更新前の」を加え、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の大津市職員の育児休業等に関する条例第3条(第5号に係る部分に限る。)及び第11条(第6号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年9月29日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第34号

大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

大津市職員退職手当支給条例(昭和37年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「」が18日」を「第9条第2項において「勤務日数」という。)が18日(1月間の日数(大津市の休日を定める条例(平成元年条例第67号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第9条第2項において「職員みなし日数」という。)」に改める。

第9条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に、「すべて」を「全て」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第2項及び第9条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。
(会計年度任用職員制度の導入等による職員の任用の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正)
- 3 会計年度任用職員制度の導入等による職員の任用の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例(令和元年条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則第7条第1項中「第14条の規定による改正後の」及び「(以下この条において「新条例」という。)」を削り、「、新条例」を「、同条例」に、「新条例第3条」を「同条例第3条」に改め、同条第2項中「新条例」を「大津市職員退職手当支給条例」に改める。

大津市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年9月29日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第35号

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例(平成12年条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第19項第40号中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同項第41号中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同項第53号中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同項第54号中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年9月29日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第36号

大津市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

大津市社会福祉審議会条例(平成20年条例第51号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改め、同条第3項中「第77条第1項第3号」を「第72条第1項第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

大津市医療費助成条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年9月29日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第37号

大津市医療費助成条例の一部を改正する条例

大津市医療費助成条例（昭和48年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号イ中「経過した者（平成26年4月1日前に70歳に達した者を除く。）」を「経過し75歳に達する日を経過していない者」に改める。

第3条第1項第2号中「第74条第1項第2号」の次に「に掲げる場合に該当するものとして同項」を加え、同項第3号中「第67条第1項の規定により支払う」を「第67条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして同項の規定により算定される」に、「同法第67条第1項第1号」を「同号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
 - 2 改正後の大津市医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。
-

大津市老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年9月29日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第38号

大津市老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

大津市老人福祉医療費助成条例（昭和57年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「経過した者（平成26年4月1日前に70歳に達した者を除く。）」を「経過し75歳に達する日を経過していない者」に改める。

第3条第1項第1号中「第74条第1項第2号」の次に「に掲げる場合に該当するものとして同項」を加え、同項第2号中「第67条第1項の規定により支払う」を「第67条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして同項の規定により算定される」に、「同法第67条第1項第1号」を「同号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
 - 2 改正後の大津市老人福祉医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。
-

大津市都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年9月29日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第39号

大津市都市公園条例の一部を改正する条例

大津市都市公園条例（昭和40年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第9条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 法第5条の7第1項に規定する認定公募設置等計画に基づき法第5条第1項の許可を受けた者が納付しなければならない使用料の額は、前項の規定にかかわらず、当該認定公募設置等計画に記載された使用料の額（当該額が別表第2第1項又は第2項に掲げる使用料の額を下回る場合にあっては、これらの規定に掲げる使用料の額）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市建築基準条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年9月29日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第40号

大津市建築基準条例の一部を改正する条例

大津市建築基準条例(平成12年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第35条中「第85条第5項又は第6項」を「第85条第6項又は第7項」に、「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年9月29日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第41号

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第2号中「329,400人」を「325,400人」に改め、同項第3号中「210,700立方メートル」を「189,500立方メートル」に改める。

第4条の4を第4条の5とし、第4条の3の次に次の1条を加える。

第4条の4 前3条に定めるもののほか、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して浄水施設等の整備・運営事業を実施するために必要な事項について審査等させるため、大津市浄水施設等整備・運営事業審査委員会(以下この条において「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験を有する者及び市職員のうちから、公営企業管理者が委嘱し、又は任命する。

4 委員(市職員である者を除く。)に対する報酬及び費用弁償については、第4条の2第4項及び第5項の規定を準用する。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織、運営その他必要な事項は、公営企業管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。